

## 自己資本の構成に関する開示事項(平成25年6月期自己資本比率)

1. 連結自己資本比率(平成19年金融庁告示第15号、附別別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号(注)
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>		
普通株式に係る株主資本の額	428,774	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	81,917	1a
うち、利益剰余金の額	354,022	2
うち、自己株式の額(Δ)	7,164	1c
うち、社外流出予定額(Δ)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式に係る新株予約権の額	175	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	109,321
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-	5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	15,760	-
うち、少数株主持分に係る経過措置によるものの額	15,760	-
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	444,709	6
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	3,022
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	3,022
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-10
繰延ヘッジ損益の額	-	△ 3,077
適格引当金不足額	-	2,494
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-14
前払年金費用の額	-	17,223
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	1
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	5,735
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-25
その他Tier1資本不足額	-	27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	-	28
<b>普通株式等Tier1資本</b>		
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	444,709	29
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	6,904	34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 661	-
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	△ 661	-
その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	6,243	36
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,247	-
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,247	-
Tier2資本不足額	-	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	1,247	43
<b>その他Tier1資本</b>		
その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	4,995	44
<b>Tier1資本</b>		
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	449,705	45

Tier2資本に係る基礎項目			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,624		48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	208		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	208		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	78,347		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	78,347		
Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	80,180		51
Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	5,212	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,337		
うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	89		
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,247		
Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	1,337		57
Tier2資本			
Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	78,843		58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	528,548		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	30,978		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によるものの額	3,022		
うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	17,223		
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	4		
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	10,727		
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,994,902		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	14.84		61
連結Tier1比率((ト)/(ヲ))	15.01		62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	17.64		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	51,860		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	6,293		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	0		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	208		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	522		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85

(注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

## 2. 単体自己資本比率(平成19年金融庁告示15号、附則別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号(注)
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>		
普通株式に係る株主資本の額	416,189	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	81,852	1a
うち、利益剰余金の額	341,501	2
うち、自己株式の額(△)	7,164	1c
うち、社外流出予定額(△)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	175	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	-	109,813
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	416,364	6
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	2,717
うち、のれんに係るものの額	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	2,717
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	10
繰延ヘッジ損益の額	-	△ 3,077
適格引当金不足額	-	5,279
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	14
前払年金費用の額	-	17,223
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	1
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	6,364
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	25
その他Tier1資本不足額	2,639	27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	2,639	28
普通株式等Tier1資本		
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	413,724	29
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	-	36
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,639	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	2,639	
Tier2資本不足額	-	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	2,639	43
その他Tier1資本		
その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-	44
<b>Tier1資本</b>		
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	413,724	45
<b>Tier2資本に係る基礎項目</b>		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額	-	
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	47+49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-	50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-	50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	77,922	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	77,922	
Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	77,922	51

Tier2資本に係る調整項目		
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	5,822
54		
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,739	
うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	100	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	2,639	
Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	2,739	57
Tier2資本		
Tier2資本の額((チ)-(リ))(又)	75,182	58
総自己資本		
総自己資本合計((ト)+(又))(ル)	488,907	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	31,875	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によるものの額	2,717	
うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	17,223	
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	4	
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	11,929	
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,897,228	60
自己資本比率		
普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	14.28	61
Tier1比率((ト)/(ヲ))	14.28	62
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	16.87	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	50,403	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	6,077	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	-	76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	85

(注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。